社会保障制度改革について

平成26年7月18日



社会保障と税の一体改革の経緯①

平成20年 社会保障国民会議 ~ 持続可能性から

- ~ 持続可能性から社会保障の機能強化へ
- →「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム」(H20.12)
- → <u>平成21年度税制改正法附則第104条(H21.3)</u>

「政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、(中略)遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする」

平成21年

安心社会実現会議

~ 安心と活力の両立

政府・与党における検討

平成22年10月 政府·与党社会保障改革検討本部

平成22年12月「社会保障改革の推進について」(閣議決定)

「社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る」

平成23年2月~7月:社会保障改革に関する集中検討会議



- 社会保障·税一体改革成案(平成23年6月30日政府·与党社会保障改革検討本部決定。7月1日閣議報告)
- 社会保障·税一体改革素案(平成24年1月6日政府·与党社会保障改革本部決定·閣議報告)

社会保障と税の一体改革の経緯②

平成24年2月17日:社会保障·税一体改革大綱閣議決定



○ 大綱に基づく法案作成 ⇒ 与党審査

5月~: 社会保障・税一体改革関連法案の国会審議



社会保障制度改革推進法 (自民党・民主党・公明党の3党合意に基づく議員立法)

- 社会保障改革の「基本的な考え方」、年金、医療、介護、少子化対策の4分野の「改革の基本方針」を明記
- 社会保障制度改革国民会議の設置を規定

税制抜本改革法(消費税率の引上げ)/子ども・子育て支援関連3法/年金関連4法 が成立

平成25年8月6日: 国民会議報告書とりまとめ



社会保障制度改革国民会議(委員は15名の有識者により構成(会長:清家篤 慶應義塾長))

- 〇 改革推進法により設置され、20回にわたり議論
- 〇 総論のほか、少子化、医療、介護、年金の各分野の改革の方向性を提言

10月15日:社会保障制度改革プログラム法案の提出



社会保障改革プログラム法案(社会保障制度改革の全体像・進め方を明らかにする法律案)の提出

- 社会保障4分野の講ずべき改革の措置等について、スケジュール等を規定
- 〇 改革推進体制の整備等について規定

12月5日: 社会保障制度改革プログラム法の成立、同13日: 公布・施行



今年(平成26年)の通常国会以降:順次、個別法改正案の提出